

平成26年11月6日  
港湾局総務課

### 宇部港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成26年11月6日の運輸審議会において、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣同意については、速やかに行う予定です。

### 記

宇部港港湾区域の変更（申請者 山口県）

#### 【連絡先】

港湾局総務課 小田・高橋

TEL：03-5253-8111（内線 46164）

03-5253-8662（直通）

FAX：03-5253-1648

# 申 請 事 案

| 申請種別      | 申請<br>年月日<br>受付                          | 申請者名              | 申請内容                     | 申請理由   |
|-----------|--|-------------------|--------------------------|--|
| 港湾区域の変更同意 | 平成 26 年 10 月 8 日<br><br>平成 26 年 10 月 9 日 | 山口県<br>(宇部港港湾管理者) | 宇部港港湾区域の変更<br>(別添図面のとおり) | <p>宇部港においては、石炭等のバルク貨物等を輸送する船舶の大型化に対応した航路及び泊地の整備を図ることにより、原材料の輸入や製品の輸出における輸送コストが削減され、我が国産業の国際競争力の向上に寄与することを目的として、平成 9 年度より「本港地区航路・泊地整備事業」が実施されており、平成 30 年度の完了に向けて現在施工中である。</p> <p>当該事業において整備される施設のうち、航路先端部の浅所部分が現港湾区域外にかかることから、平成 26 年 6 月に港湾計画を変更したところであり、平成 27 年度に現港湾区域外の航路浚渫事業に着手する見込みであることから、これを包含した区域に変更し、一体の港湾として管理運営を行うため、宇部港港湾管理者山口県より港湾区域の変更同意申請がなされたものである。</p> |

(1) 現港湾区域 (昭和 41 年 4 月 26 日山口県告示第 300 号)

黒崎から本山灯標 (北緯 33 度 52 分 42 秒、東経 131 度 15 分 8 秒) まで引いた線、同灯標から 280 度に引いた線、本山岬から 160 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川 (新川) 新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

黒崎から本山灯標 (北緯 33 度 52 分 42 秒、東経 131 度 15 分 8 秒) まで引いた線、同灯標から 275 度に引いた線、本山岬から 160 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川 (新川) 新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

# 宇部港港湾区域変更図



| 凡例 |            |
|----|------------|
|    | 現港湾区域      |
|    | 変更予定港湾区域   |
|    | 宇部岬漁港 漁港区域 |

### ●変更予定港湾区域

黒崎から本山灯標(北緯 $33^{\circ} 52' 42''$ 、東経 $131^{\circ} 15' 08''$ )まで引いた線、同灯標から $275^{\circ}$ に引いた線、本山岬から $160^{\circ}$ に引いた線および陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川(新川)新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

### ●現港湾区域(昭和41年4月26日山口県告示第300号)

黒崎から本山灯標(北緯 $33^{\circ} 52' 42''$ 、東経 $131^{\circ} 15' 08''$ )まで引いた線、同灯標から $280^{\circ}$ に引いた線、本山岬から $160^{\circ}$ に引いた線および陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川(新川)新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。